



ちよこつとボランティア

町軽度生活支援事業



※上記イラストは一例です。活動内容は、本事業の範囲内で調整いたしますが、不可能な場合もあります。ご了承ください。

日常生活で、ちよこつとした困りごと、ありますよね？

「ちよこつとボランティア」とは、ちょっと手伝ってほしい町民さんを、ちょっと手伝える町民さんが支える、“会員相互の支え合い活動”です。

〜〜こまったときは、おたがいさま〜〜

利用・会員登録方法は、裏面をご覧ください。

利用・会員登録
絶賛募集中！

登録方法・・・手伝ってほしい人も、手伝える人も、登録が必要です。

手伝ってほしい人（利用者）の条件

つるぎ町内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者で、事前に事業利用登録をした者（以下「利用者」という。）とする。

- (1) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者
- (2) 65歳以上の高齢者と心身に障がいのある者のみで構成される世帯に属する者
- (3) その他、社協会長が必要と認める者

上記の規定にかかわらず、各種施設やグループホーム等に入所、又は医療機関に入院している者は、対象としない。

手伝える人（支援者）の条件

「ちょこっとボランティア会員（以下「会員」という。）」に登録するとともに所定の研修を受けた者とする。

利用者及び支援者は分け隔てることなく、両方にご登録いただけます。
登録票は、つるぎ町社協ホームページからもダウンロードできます⇒⇒⇒



利用方法・・・介護保険やシルバー人材センターなど、他のサービスによる支援が利用できない場合に限ります。

- (1) 圏域設定について：半田、貞光、一字の各地域内を活動調整基礎圏域とする。
- (2) 費用負担について：
 - ☆会員1名による1回の支援は、30分以内500円です。なお、延長が必要な場合には30分ごとに500円加算されます。
 - ☆活動調整基礎圏域を越えて会員が支援活動を行った場合、交通費は利用者に負担していただきます。
 - ☆事業の利用に付随して発生する費用がある場合、当該費用について利用者に負担していただきます。
 - ☆利用者は、事業の利用に係る費用の全額を、その都度会員に直接お支払ください。

「ちょこっとボランティア会員証」の発行について

所定の研修を修了された方には、「ちょこっとボランティア会員証」を発行し、保険に加入します。社協を通して依頼・提供する支援活動以外は、補償の対象になりません。

 申し込み・お問い合わせ先 

社会福祉法人つるぎ町社会福祉協議会

〒779-4103 つるぎ町貞光字江ノ脇 230-16

つるぎ町地域拠点センター

電話 0883-62-5073 FAX0883-55-1019